

一般社団法人日本オーシャンセーラー協会会員の皆さま

SAIL ON

セーリングクルーザー 専用保険

団体ヨット・モーターボート総合保険のご案内

取扱代理店

株式会社ピー・アール・エフ

セイル・オン事業部

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

SAIL ON

セーリングクルーザー専用保険

団体ヨット・モーターボート総合保険のご案内

1-1. SAIL ON セーリングクルーザー専用保険とは

セーリングクルーザー専用保険が誕生しました。

- ◇ この保険は、一般社団法人日本オーシャンセーラー協会を保険契約者とし、その構成員を加入対象とする「ヨット・モーターボート総合保険」の団体契約です。
- ◇ “SAIL ON セーリングクルーザー専用保険”の呼称は、団体ヨット・モーターボート総合保険のペットネームです。

1-2. SAIL ON セーリングクルーザー専用保険の仕組み

- ◇ この保険は「一般社団法人日本オーシャンセーラー協会」が保険契約者となる団体契約です。
- ◇ 加入対象者は「一般社団法人日本オーシャンセーラー協会」の構成員に限ります。
- ◇ 補償期間（ご契約期間）は令和3年4月1日午後4時から令和4年4月1日午後4時までの1年間です。

【特長1】団体割引制度による保険料割引

保険料には「当該団体保険の加入者数に応じた団体割引」を適用します。

- 20名以上：5%割引
- 100名以上：10%割引
- 500名以上：15%割引
- 1,000名以上：20%割引

【特長2】等級制度の採用（船体保険）

個々の加入者について船体保険「無事故等級制度」を採用しました。

以下「1等級ダウン事故」以外の事故1件で2等級ダウン、1年間無事故の場合は1等級アップします。

- ・1等級ダウン事故：台風、洪水、高潮、暴風雨、旋風、その他これらに類似の自然現象によって生じた事故は1件につき1等級ダウンします。

【特長3】安全装置割引（船体保険）

AIS 装備、国際 VHF 装備、マリン VHF 装備、BAN 加入、セールナンバー表記など安全装備について割引を適用します。

【特長4】個別の艇ごとの損害率による割増

個別の艇の毎年11月末から起算した過去3年間の損害率（支払保険金総額と保険料総額の比率）が80%以上となった場合、4月以降の船体基準料率はその艇について5%割増となる場合があります。また、200%以上となった場合、原則お引き受けできません。

保険事故が増えますと、次年度の団体全体の船体基準料率が高騰しますので、安全運行につきご留意賜りますようお願い申し上げます。

1-3. ご加入できない艇種について

- ◇ 本保険の加入対象艇は「セーリングクルーザー」に限ります。
- ◇ 本保険ではセールボートのうちキャビンをもつものを「セーリングクルーザー」と定義します。
- ◇ また、次の艇種はご加入いただけません。
 - * レース専用艇または営業用モーターボート
 - * ホバークラフト
 - * 漁船
 - * 作業船
 - * 貨物の運搬を業とするもの
 - * 水中翼船
 - * 総トン数20トン以上のモーターボート など
- ◇ 次の艇種は一般のヨット・モーターボート総合保険で加入対象となりますが、本団体保険にはご加入いただけません。
 - * 総トン数20トン未満の非営業用モーターボート

2-1. 船体保険 ～あらしについて～

<保険金をお支払いする主な損害>

沈没、座礁、座洲、衝突、火災、盗難等の偶然な事故によってご契約の対象である船舶（被保険船舶）に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

<ご契約の対象の範囲>

船舶（エンジンを含みます）、およびこれに定着または装備されている標準機器・装備品がご契約の対象となります。

また、付属機器・装備品はお申込時にご申告いただき、団体ヨット・モーターボート総合保険加入申込票に記載いただくことでご契約の対象とすることができます。ただし、燃料、食料、その他の消耗品はご契約の対象に含まれません。

船体部分 マスト、セイル、エンジン関連以外の部分をご契約の対象となります。
通常の航海計器一式は船体部分に含まれます。

マスト部分 マスト、ブーム、スピンプール、リギン、ハリヤード、その他付属品が
ご契約の対象となります。

セイル メイン、ジブ、スピン、ジェネカー等をご契約の対象となります。
盗難、紛失、流失は補償対象外となります。

エンジン エンジン、ドライブシャフト、プロペラ等をご契約の対象となります。
冷蔵庫、エアコン、スラスタ等もエンジン部分に含まれます。

<保険金額（保険のご契約金額）の設定>

保険金額は、以下のとおり算出した保険価額（時価額）と同額でご設定ください。

$$\boxed{\text{保険価額（時価額）}} = \boxed{\text{再調達価額}} - \boxed{\text{経年減価額}}$$

（100万円単位）

★再調達価額：ご契約時点におけるご契約の対象である艇の新品価格

※現在製造、販売していない艇については同メーカーの同種、同程度の価格を参考にします。

★経年減価額：ヨット・モーターボートの経年減価額は、次の減価率を基準とし、使用頻度や保管状況、消耗状況により調整します。

減価率：1年経過＝15%、2年経過＝30%、3年経過＝45%、4年以上経過＝60%

<お支払いする保険金>

お支払いする保険金は下記のとおりです。

※補償地域は加入艇の船舶検査証書の航行区域内に限ります。

●分損の場合

$$\text{支払保険金} = (\text{損害額} - \text{免責金額} < \text{自己負担額} >) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{艇の時価額}}$$

●全損の場合

・保険金額を限度として事故時の艇の時価額（注）をお支払いします。

・全損の場合には免責金額（自己負担額）は差し引きません。

・お支払いする保険金は保険金額または艇の時価額のいずれか低い額を限度とします。

（注）事故時の時価額：再調達価額 - 経年減価額

<免責金額（自己負担額）>

このご契約には、以下の免責金額（自己負担額）が適用されます。

★一般事故…クルージング中、係留中、保管中など

- ① 船体等級 13 等級以上且つ前年無事故の加入者 : 0 万円
- ② 当年新規の加入者 : 5 万円
- ③ 前年事故ありの加入者 : 5 万円
- ④ 船体等級 1～12 等級の加入者 : 5 万円
- ⑤ セール損害の場合 : 1 枚につき 5 万円

★レース中事故 : 15 万円

*当該レースのスタート 30 分前からフィニッシュ後 10 分まで

<保険金支払後の保険契約>

保険金をお支払いすべき損害が全損である場合は、この船体保険はその損害発生時に終了します。全損でないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずに保険契約は保険期間の終了日まで有効です。

2-2. 船体保険 ～安全装置割引について～

安全装備を保有する艇について下記の割引を適用します。なお無線装備と J S A F セールナンバーの双方が装備されていても 10% 割引を限度とします。

- ◇ 無線電話など安全装備について割引を適用します
 - ① 国際 V H F 無線、マリン V H F 無線搭載艇 : 5% の割引
 - ② B A N 加入艇 : 5% の割引
 - ③ J S A F セールナンバー表示艇 : 10% の割引
 - ④ A I S 設置艇 : 10% の割引
- ※上記①～④すべてを同時に満たす場合でも 10% 割引を限度とします。
 ※一般の携帯電話は割引対象ではありません。

2-3. 船体保険 ～等級制度について～

- ◇ 船体保険にご加入いただいている個々のご加入者ごとに 1～15 等級の「船体等級係数」を適用します。

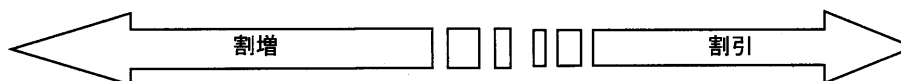
$$\text{適用料率} = \text{船体基準料率} \times \text{船体等級係数} \times (1 - \text{安全装置割引}) \times \text{損害率割増} (5\% \text{ ※})$$

※損害率割増については、P2の「特長4」個別の艇ごとの損害率による割増をご参照ください。

- ◇ 船体等級の適用係数は下記のとおりです。

★2017年4月以降下記等級となります

等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	9 等級	10 等級	11 等級	12 等級	13 等級	14 等級	15 等級
係数	全損のみ	3.5	2.8	2.3	1.8	1.5	1.3	7/10	0.97	0.94	0.91	0.88	0.85	0.82	0.79



・初年度新規加入者は8等級とします。保険満了の4ヶ月前起算過去1年間の事故実績で次年度の等級を決定します。無事故の場合1等級アップ、事故1件につき2等級ダウン。2事故の場合は4等級ダウンします。

- ・団体制度維持のため、事故多発の場合は次年度のお引き受けをお断りする場合がございます。
- ・2012年度等級から上記事故カウントによる等級アップ・ダウン後、プラス4等級となります。

2-4. 船体保険 ～台風、高潮、暴風雨などの風水害による損害について～

- ◇ この保険では、風水害危険補償特約をセットしており、洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然現象によって生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害について、保険金をお支払いします。
- ◇ ただし、洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然現象によって、係留中または陸置中にファーリングジブセール、ファーリングメインセールなどの巻き取り式セールが展開したこと等により生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害については、保険金をお支払いできません。
- ◇ また、洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然現象によって、係留中または陸置中に巻き取り式セール以外のすべてのセールが展開したこと等により生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害については、保険金をお支払いできません。

3. 賠償責任保険

<保険金をお支払いする主な損害>

ご契約の対象である船舶の所有、使用または管理に起因して、船外の他人を死傷させたり（対人賠償）、他人の財物を破損した（対物賠償）ために負担する「法律上の損害賠償責任」によって被る損害に対して保険金をお支払いします。

<お支払いする保険金>

お支払いする保険金は損害賠償金および応急手当などの費用から免責金額（自己負担額）を差し引いた額となります。ただし、保険金額を限度とします。また、争訟費用については原則として全ての費用をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金の額がご契約金額（保険金額）を超える場合は、以下の式により算出した額をお支払いします。

$$\text{争訟費用の支払額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{損害賠償金}}$$

★レース中事故には15万円の免責金額（自己負担額）が適用されます。

*当該レースのスタート30分前からフィニッシュ後10分まで

【同乗者賠償責任特約】（任意セット特約）

<保険金をお支払いする主な損害>

ご契約の対象である船舶に搭乗している者へ死傷させたり（対人賠償）した際に負担する「法律上の損害賠償責任」によって被る損害に対して保険金をお支払いします。

<お支払いする保険金>

本特約の保険金額は、賠償責任保険金額と同額かつ共通となります。賠償責任保険金額が1億円を超える場合には、1億円を限度とします。

4. 搭乗者傷害危険補償特約

<保険金をお支払いする主な損害>

ご契約の対象である船舶に搭乗している方（操縦者を含みます）が、急激かつ偶然な外来の事故により、身体にケガを被った場合に保険金をお支払いします。

<お支払いする保険金>

【医療保険金】

事故によるケガの治療のため、入院・通院した場合、1日につき1名あたりの傷害保険金額の1/1,000（事故発生の日から180日限度）をお支払いします。

【後遺障害保険金】

事故発生の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたときはその程度により1名あたりの傷害保険金額の4%~100%をお支払いします。

【死亡保険金】

事故発生の日から180日以内にそのケガがもとで亡くなられたときは1名あたりの傷害保険金額の全額をお支払いします。なお1回の事故で複数の方が死傷し、上記によって計算した保険金の合計額が1事故保険金額を超えるときは1事故保険金額がお支払いの限度となります。

※補償地域は加入艇の船舶検査証書の航行区域内に限ります。

5. 捜索救助費用補償特約

<保険金をお支払いする主な損害>

ご契約の対象である船舶に搭乗している方が遭難し、その捜索・救助のために費用がかかった場合に、保険金額を限度として捜索救助活動に必要と認められる額をお支払いします。

※補償地域は加入艇の船舶検査証書の航行区域内に限ります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

[船体保険/賠償責任保険/搭乗者傷害危険補償特約/捜索救助費用補償特約に共通]

- * 保険料を払込みいただく前に生じた事故
- * 地震、噴火、津波、戦争、原子力危険による損害
- * 故意による損害

など

[船体保険/搭乗者傷害危険補償特約/捜索救助費用補償特約に共通]

- * 酒酔操縦による損害

など

[船体保険]

- * 詐欺または横領による損害
- * 欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗による損害
- * 故障損害(故障を原因として生じた火災、沈没、衝突等の損害は除きます)
- * エンジンのみの盗難(ただし、艇庫(注1)内保管中または船舶の保管を業とする保管業者(注2)への寄託中は除きます)
- * 洪水、高潮、暴風雨、せん風、台風その他これらに類似の自然災害によって、係留中および陸置中にファーリングジブセイル、ファーリングメインセイルなどの巻き上げ式セイルが展開したこと等により生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害
- * 巻き上げ式以外のすべてのセイルについて、係留中および陸置中にセイルが展開したこと等により生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害
- * 新規に契約する時点で、気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた損害
- * セイルに生じた損害(ただし、セイルをご契約の対象とした場合は除く)
- * ドライブユニット(船外機についてはローワーユニット)、エンジンの焼付によりエンジン自体に生じた損害(ただし、エンジンをご契約の対象とした場合は除く)

(注1) 艇庫とは、盗難危険および風水害危険に対する防御装置が施されている施設をいいます。

(注2) 船舶の保管を業とする保管業者には、係留権だけを貸す簡易マリーナは含まれません。

など

[賠償責任保険]

- * 被保険者の同居の親族、被保険船舶搭乗者に対する損害賠償責任
- * 補償の対象となる方が所有、使用または管理する財物(他人から預かったり、賃借しているものを含みます)の損壊についての損害賠償責任

など

[搭乗者傷害危険補償特約/搜索救助費用補償特約に共通]

- * 被保険者が、被保険船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで操縦中に生じた傷害

など

[搭乗者傷害危険補償特約]

- * 日射、熱射または精神的衝動による身体障害

など

上記以外にも保険金をお支払いできない場合がありますので、普通保険約款・特約を必ずご確認ください。

7-1. 加入プラン

- ◇ 船体保険の加入の有無をご選択いただきます。
- ◇ 船体保険以外の補償で搭乗者傷害危険補償特約もしくは搜索救助費用補償特約をセットする際は船体保険または賠償責任保険とのセット加入となります。
- ◇ 保険金額の設定方法は下記のとおりです。

【船体保険】

保険金額は100万円単位でご設定ください。

【賠償責任保険】

1億円~5億円内で1億円単位でご設定ください。

【搭乗者傷害危険補償特約】

1名あたりの傷害保険金額を1千万円/2千万円/3千万円/4千万円/5千万円からお選びください。
1名あたりの傷害保険金額に搭乗者数(原則、定員数)を乗じた金額を1事故傷害保険金額とします。

【搜索救助費用補償特約】

500万円となります。

7-2. お見積りについて

- ◇ 艇の使用、保管、整備状況、設定保険金額などを『コンディション・レポート』にご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。
- ◇ 船舶検査証書、船舶検査手帳(表・裏)、小型船舶登録事項通知書のコピー、現在ご加入の保険証券のコピーも同封ください。
- ◇ 書類到着後、3日~1週間程度で見積書を送付させていただきます。

【送付先】〒162-0827 東京都新宿区若宮町1番地
株式会社ピー・アール・エフ セイル・オン事業部

7-3. ご加入手続きについて

- ◇ なお令和4年4月1日午後4時を終期として、中途加入を受け付けています。

- ◇ 契約条件が決まりましたら、『加入申込票』に必要事項を記入し、署名・押印の上、一般社団法人日本オーシャンセーラー協会事務局あてにご返送ください。
- ◇ 保険料は一般社団法人日本オーシャンセーラー協会の下記口座へお振込みください。中途加入の場合の保険始期日は加入申込票の到着、保険料の着金が確認できた日の翌日の午後4時となります。
- ◇ 継続契約の場合、加入申込票の送付・保険料のお振込みともに令和3年3月31日が締切日となります。
- ◇ 保険契約成立後、加入者証をお送りします。大切に保管ください。

【保険料振込先】みずほ銀行 中目黒支店 普通 2143997

一般社団法人日本オーシャンセーラー協会 代表理事 北田 浩

8-1. ご加入時にご注意いただきたいこと

- ◇ 『コンディション・レポート』をご提出いただく際、記入内容を再度ご確認ください。
- ◇ ご加入申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。
- ◇ ご加入の内容は、普通保険約款および特約によって定まります。「普通保険約款・特約集」および保険証券は保険契約者（一般社団法人日本オーシャンセーラー協会）に交付されます。
- ◇ ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。ご加入申込人および被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社にご告知いただいたものとなります）。
※印の項目について故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合にはご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。
- ◇ ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ◇ 船体保険の保険金額（保険のご契約金額）は保険価額（ご契約の対象である船舶の時価額）と同額でご設定ください。保険金額が保険価額に対し過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いとなることがあります。
- ◇ この保険契約と同様の損害を補償する、他の保険契約（または共済契約）がある場合は必ずお知らせください。
- ◇ 他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ◇ このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

8-2. ご加入後にご注意いただきたいこと

(1) 保険契約者または被保険者は次に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務（通知義務）があります。

- ①被保険船舶の対象種別、艇長・馬力、用途を変更した場合
- ②上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生した場合

保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、前記の通知事項について遅滞なくご連絡いただかなかった場合、保険期間の中途であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと（注）がありますのでご注意ください。

（注）ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご連絡ください。

- ① 譲渡・売却などによりご連絡の被保険船舶の名義を変更した場合
- ② ご加入者の住所または連絡先を変更した場合

(3) 次に掲げる場合においては、被保険船舶がこのご契約の引受範囲を超えてしまうため、保険期間の中途であってもご契約を解除させていただくことがあります。この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引き受けできるときには、改めてご契約し直していただくことができますが、本商品と補償内容が異なることがあります。また、他の商品でお引き受けできない場合もありますのでご理解ください。

- ご契約の被保険船舶が次に掲げる被保険船舶に変更した場合
- ・総トン数20トン以上の営業用モーターボート
 - ・総トン数5トン以上の船舶
 - ・水中翼船、ホバークラフト、漁船（つり船を除きます）、作業船、貨物運搬船

(4) 前記(1)から(3)に該当しない場合でも、加入申込票記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

8-3. 事故が発生した場合には

- ◇ 遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

8-4. 賠償事故による示談交渉サービスはありません。

- ◇ この保険では、保険会社にご加入者（被保険者）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。万一、ご加入者（被保険者）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご加入者（被保険者）からの相談に応じさせていただきます。なお、被害者との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご相談ください。引受保険会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の全部または一部を承認された場合には、普通保険約款・特約の規定により損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

8-5. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

8-6. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険㈱ホームページ
(<https://www.aioinissaydowa.sonpo.co.jp/>) をご覧ください。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ
【取扱代理店】株式会社ピー・アール・エフ セイル・オン事業部 【電話番号】 03-3266-0764 平日 9:00~18:00 ※おかけ間違いにご注意ください。
あいおいニッセイ同和損保のお問い合わせ・ご相談・苦情窓口
0120-101-060（無料） 【受付時間】 平日 9:00 ~ 19:00 土・日・祝日 9:00 ~ 17:00 （年末年始は休業させていただきます） ※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは取扱代理店または引受保険会社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。
指定紛争解決機関について
<引受保険会社との間で問題を解決できない場合は> 引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)0570-022-808 ※受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。 ※IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。 ※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

事故が発生した場合は、ご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間 365日]

※IP電話からは0276-90-8852 (有料) におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

取 扱 代 理 店

株式会社 ピー・アール・エフ
セイル・オン事業部
〒162-0827 東京都新宿区若宮町1番地
TEL : 03-3266-0764
FAX : 03-5225-2088

引 受 保 険 会 社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京北支店 新宿開発支社
〒151-8530 東京都渋谷区代々木3-25-3
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル17階
TEL : 03-5371-6551
FAX : 03-5371-6550

2021年1月承認 A20-104185